

# 定 款

株式会社クエスト

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社クエストと称し、英文では、Quest Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用及び管理
- (2) 経営並びに情報システムに関するコンサルティング及び技術指導・研修
- (3) 情報技術を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス
- (4) 情報システムに関する製品・サービスの販売、使用許諾、賃貸・リース及び輸出入
- (5) 労働者派遣事業
- (6) 電気通信事業
- (7) 前各号に関連又は附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,560,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿等への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

#### (招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

#### (電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

#### (選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
4. 当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (任 期)

- 第 2 1 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (取締役会の招集)

- 第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

#### (決議の方法)

- 第 2 3 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会決議の省略)

- 第 2 4 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

- 第 2 5 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

2. 取締役社長は会社を代表し、業務を統轄する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、監査等委員会の決議をもって選定することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日に決算を行う。

(剰余金配当の基準日)

第36条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第52回定時株主総会終結前の行為に関して、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第52回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関して、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。

改訂履歴	平成 12 年 6 月 29 日	第 20 条 一部改訂
	平成 13 年 6 月 28 日	第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条第 10 条、第 27 条 一部改訂 第 7 条、第 26 条、第 28 条 新設
	平成 13 年 10 月 2 日	第 6 条 削除・新設 第 7 条 削除 第 8 条、第 9 条 一部改訂 第 8 条以降 1 条ずつ繰り上げ
	平成 14 年 6 月 27 日	第 6 条、第 9 条、第 15 条、第 20 条、 第 21 条 一部改訂 第 22 条 新設 第 22 条以降 1 条ずつ繰り下げ 第 27 条 付則第 1 条削除
	平成 15 年 6 月 27 日	第 2 条第 1 号、第 7 条第 3 号、第 8 条 第 23 条 一部改訂
	平成 16 年 6 月 24 日	第 7 条 新設 第 8 条以降 1 条ずつ繰り下げ
	平成 17 年 6 月 23 日	第 4 条 一部改訂
	平成 18 年 6 月 26 日	第 4 条、第 8 条、第 9 条 新設 第 5 条以降 1 条ずつ繰り下げ 第 10 条以降 3 条ずつ繰り下げ 第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 号、第 14 条、第 16 条第 2 号、第 19 条第 1 号、第 20 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条 一部改訂
	平成 21 年 6 月 23 日	第 7 条第 2 項、第 8 条 削除 第 9 条 1 条繰り上げ、一部改訂、 第 4 号新設 第 9 条 新設 第 11 条第 3 項、第 12 条一部改訂 附則 第 1 条、第 2 条新設
	平成 22 年 6 月 22 日	第 4 条一部改訂 第 26 条新設 第 27 条一部改訂及び以降 1 条ずつ繰り下げ 第 29 条～第 32 条新設 第 33 条以降 5 条ずつ繰り下げ 附則 第 1 条、第 2 条削除（左 2 条は定款変更議案でない）
	平成 25 年 6 月 21 日	第 24 条を新設し、以降 1 条ずつ繰り下げ 第 25 条の字句の追加修正 第 32 条を新設し、以降 1 条ずつ繰り下げ
	平成 28 年 6 月 21 日	第 2 条、第 4 条、第 15 条の修正、第 16 条を新設し、以降 1 条ずつ繰り下げ。第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条の修正、第 24 条及び 25 条、27 条新設、28 条修正、29 条新設、第 5 章の監査役及び監査役会の条項を削除し、新たに監査等委員会の条項を新設。附則の経過措置の新設。
	令和 4 年 6 月 23 日	第 16 条の変更



令和5年3月1日

附則 電子提供措置等に関する経過措置の削除